

消防予第 247 号  
平成 30 年 3 月 28 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長  
(公印省略)

### 消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）

「消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について」（平成 30 年 3 月 28 日付け消防予第 246 号）により、消防法施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 69 号。以下「改正令」という。）及び消防法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 12 号。以下「改正規則」という。）の公布について通知したところですが、改正令による改正後の消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）及び改正規則による改正後の消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）の運用に当たっては、下記事項に御留意いただきますようお願いします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知していただきますようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言であることを申し添えます。

#### 記

1 令第 10 条第 1 項第 1 号ロに規定する「火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けたもの」の取扱いについて

(1) 令第 10 条第 1 項第 1 号ロに規定する「火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けたもの」とは、業として飲食物を提供するため、当該飲食物の調理を目的として、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 9 条に規定する「火を使用する設備」又は「火を使用する器具」（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けたものであること。

なお、火を使用する設備又は器具に、同条に規定する「その使用に際し、火災の発生のおそれのある設備」又は「その使用に際し、火災の発生のおそれのある器具」は含まれないものであること。

(2) 規則第5条の2に規定する「防火上有効な措置」とは、次に掲げる装置を設けることをいうものであること。

ア 「調理油過熱防止装置」とは、鍋等の温度の過度な上昇を感じて自動的にガスの供給を停止し、火を消す装置をいうものであること。

イ 「自動消火装置」とは、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」(平成14年総務省令第24号)第11条第7号に規定するもののうち、火を使用する設備又は器具を防護対象物(自動消火装置によって消火すべき対象物をいう。)とし、当該部分の火災を自動的に感知し、消火薬剤を放出して火を消す装置をいうものであること。

ウ 「その他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置」には、過熱等によるカセットボンベ内の圧力の上昇を感じし、自動的にカセットボンベからカセットコンロ本体へのガスの供給を停止することにより、火を消す装置である圧力感知安全装置等をいうものであること。

なお、鍋等からの吹きこぼれにより火が消えた場合に、ガスの供給を停止してガス漏れを防止する立ち消え防止安全装置については、「その他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置」に該当しないものであること。

## 2 規則第6条第5項及び同条第6項に規定する消火器具の設置方法の細目について

(1) 延べ面積150m<sup>2</sup>未満の令別表第1(3)項に掲げる防火対象物又はその部分のうち、少量危険物若しくは指定可燃物を貯蔵し、若しくは取扱う防火対象物又は地階、無窓階若しくは3階以上の階であって、床面積が50m<sup>2</sup>以上のものに対しては、改正前と同様の基準が適用されることとしたこと。

(2) 延べ面積150m<sup>2</sup>未満の令別表第1(3)項に掲げる防火対象物のうち、今回の改正により新たに消火器具の設置義務が課せられる防火対象物に対しては、規則第6条第5項の規定により、能力単位の合計数の加算を行わないこととし、また、同条第6項第2号の規定により、火を使用する設備又は器具(防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。)が設けられた階にのみ配置すれば足りることとしたこと。

## 3 その他

(1) 飲食店等においては、調理油の過熱により火災が発生することも想定されることから、このような火災に対しても有効に消火可能な粉末消火器又は強化液消火器を設置するよう指導すること。

(2) 飲食店等においては、初期消火対策はもとより出火防止対策を講じることも重要であることから、今回の政令改正に伴う指導等の機会を捉えて、「厨房における火災予防の広報用映像の制作・送付について」（平成29年12月1日付け消防予第362号）により送付した「厨房における火災予防の広報用映像」及び「厨房における火災予防のチェックリスト」を活用し、飲食店等における火災予防の促進を図ること。